

熊谷市ネーミングライツパートナー審査基準

市は、以下の基準により審査を行い、ネーミングライツパートナー候補者を選定します。

1 審査方法

(1) 応募資格等審査（1次審査）

応募者が熊谷市ネーミングライツ事業実施要綱及び募集要項の応募資格を満たしていることを確認するため、所管課において応募資格等審査を行い、その結果を広告審査委員会（以下、「審査委員会」という。）に報告します。

審査委員会は、報告された応募資格等審査の結果に基づき審査し、応募条件を満たしていないと判断された者は、失格となります。

(2) 加点項目審査（2次審査）

各審査委員は、(1) 応募資格等審査の結果、応募資格を満たしていると判断された応募者を対象として、下記2の審査項目に基づき得点化します。

応募が1者のみの場合は、各審査委員の得点から平均点を算出し、配点合計の6割以上の得点となった場合に限り、当該応募者を候補者として選定します。

応募者が複数の場合は、各審査委員の得点から平均点を算出し、合計が最も高い者をネーミングライツパートナー候補者とします。合算した得点が同点で、最も高い得点となった応募者を選定できない場合は、「愛称」、「社会貢献」、「経営の安定性」の順に得点の高い応募者を候補者とします。この方法により、応募条件を満たしているすべての応募者の順位を決定します。

なお、複数応募の場合も配点合計の6割以上の得点となった応募者のみを候補者とします。

2 審査項目、審査内容及び配点

審査項目	審査内容	配点
愛称	市民にとっての親しみやすさ、わかりやすさ 施設の設置目的やイメージとの整合	20
社会貢献	社会貢献や地域貢献の理念 活動実績及び今後の計画	20
提案	施設の魅力向上等に関する市への提案内容	10
経営の安定性	財務状況から見た経営の安定性 命名権料の支払い能力	20
命名権料	命名権料の妥当性	30
合 計		100

3 審査項目、評価方法

審査項目	評価方法
愛称 社会貢献 提案 経営の安定性	2の審査内容について、下記4の判断基準により評価ランクを判断し、得点化する。 ただし、愛称については下記5の判断基準、提案については下記6の判断基準により評価ランクを判断し、得点化する。
命名権料	<p>応募者中、応募申請における命名権料（年額）が最高であるものを1位とし、配点の満点である30点を付与する。</p> <p>他の応募者の得点は、最高命名権料を用いて、下記の式により算出する（小数点第1位以下を四捨五入）。</p> <p>なお、命名権料が募集要項に記載する金額（以下、「市希望額」という。）未満の場合は、下記の式により算出する（小数点第1位以下を四捨五入）。</p> <p>（式）得点＝30点×当該命名権料／最高命名権料</p> <p>（例1：応募者複数の場合）</p> <p>A：命名権料500万円（応募者中、最高金額） 得点30点</p> <p>B：命名権料300万円 得点18点＝30点×300万円／500万円</p> <p>（例2：応募者が1者で命名権料が市希望額未満の場合）</p> <p>市希望額500万円 命名権料400万円 得点24点＝30点×400万円／500万円</p> <p>（例3：応募者の命名権料が全て市希望額未満の場合）</p> <p>各応募者の得点を例2と同様に計算</p>

4 得点の判断基準

評価	加点項目に係る評価の判断基準	得点
A	特に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.80
C	標準的である	配点×0.60
D	やや劣る	配点×0.40
E	非常に劣る（加点水準に達していない）	配点×0.00

5 愛称の判断基準

評価	加点項目に係る評価の判断基準			得点
A	特に優れている	要請条件を全て満たしている	優れている	配点×1.00
B	優れている		標準的	配点×0.80
C	標準的	要請条件を満たしていない	劣る	配点×0.60
D	やや劣る		優れている	
E	非常に劣る		標準的	配点×0.40
			劣る	配点×0.00

6 提案の判断基準

評価	加点項目に係る評価の判断基準	得点
A	特に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.70
C	標準的である	配点×0.50